

手数料の返戻金制度について

入社の日から一定期間に、求職者が自己都合により退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。※会社都合により退職となった場合は払い戻し致しません。

退職理由	就業期間	紹介手数料返還率(%)
自己都合により退職となった場合	入社後、1ヶ月以内に退職	全額
	入社後、1ヶ月を超えて3ヶ月以内に退職	50%

許可番号 27-ユ-302851

事業所の名称及び所在地 アイリード株式会社

大阪府大阪市中央区久太郎町 2-5-28 久太郎町恒和ビル 4F